

第2節 大阪市

主 / 民生対策

1. 更生相談所

当相談所は、保護の実施機関および医療保護施設としての附属病院を併設して設置された中央更生相談所（大淀長柄中通）と愛勝地区における住民の福祉向上を目的として設置された愛勝会館（西成区東田町23-1）を統合して、昭和46年6月から今に更生相談所として発足した。モリヤ、保護の実施機関としての保護の決定実施をおこなうと共に、住民の生活向上と環境の整備改善をはじめ種々の事業をおこなう部門（元愛勝会館）と、付属施設としては活保護法に基づく更生施設一時保護所（元中央更生相談所）から構成されてい。

さらに、地区勝保事業の中心である西成市民館（西成区甲岸町）、自立更生を目的として家族世帯を対象に宿泊を提供する馬淵生活館（浪速区馬淵町）、今池生活館（西成区今池町）、愛勝寮（西成区東田町）の四施設を所管している。

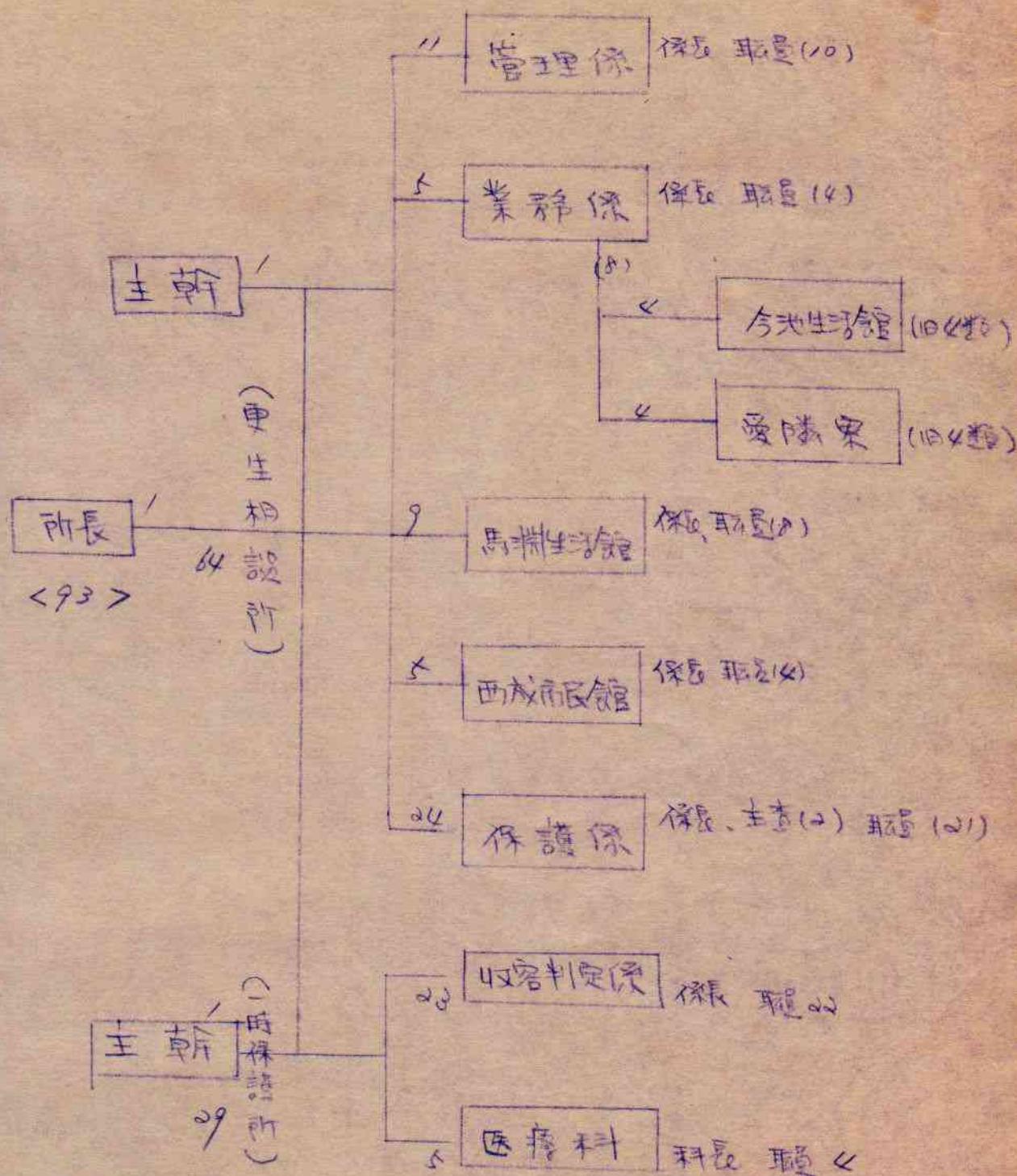
} 546. 6. 17 総合
} 546. 8. 16 業務開始

① 施設の概要

種別	福祉行政機関	保健館
施設名	更生相談所	一時保護所 西成市民館
所在地	西成区東山町 7391	大淀区長柄中通 2-9
敷地面積	486m ²	2032m ²
建物面積	339m ²	153m ²
延床面積	1,683m ²	2,469m ²
建物構造	鉄筋コンクリート 5階建	鉄筋コンクリート 地上3階 地下1階
収容定員		140名
建設経費	63,240,186円	107,315,000円
竣工月日	537.7.31	540.3.31
事業開始	537.8.8	541.3.9
建物内	1階 事務室 待合室、面接室 市民児童銀行 2階 事務室 西成保健所 3階 相談室 関西看護師会 研究室 4階 市民小・中学校	地階 展示、食堂 浴室 ホイラー室 1階 事務室、待合室 面接室、片づけ室 判定室、居間 2階 物語室、書庫、医局 看護婦室、小作室 居室 3階 居室、女将室

種別	環境改善施設		
施設名	馬淵生活館	今池生活館	愛勝寮
所在地	浪速区馬淵町4-1	西成区今池町4-1	西成区東田町1-17
敷地面積	4605m ²	446m ²	324m ²
建物面積	1937m ²	264m ²	273m ²
延床面積	2271m ²	1386m ²	1749m ²
建物構造	鉄筋コンクリート 地上2階 2棟	鉄筋コンクリート 1階建	鉄筋コンクリート 地上5階 地下1階
収容定員	344世帯	30世帯	42世帯
建設経費	224,217万3千円	外740.830万円	63,832.777万円 (改修)
竣工月日	1期 53.10.1 2期 53.6.1	540.4.26	53.11.30
事業開始日	1期 53.11.1 2期 53.11.1	540.6.1	53.12.1
建物内	A棟 1階 事務室、生活相談室 生活指導室、学習室 婦人相談室、保育所 2~4階 居室 120	1F 事務室、保育所 2F 生活指導室 学習室	地下1階 事務室 生活指導室 派出所
	B棟 1~5階 居室 160	3~5階 居室 30	2~5階 居室 42

② 機 構 現在の組織



③ 事業概要

1) 目的

生活保護法、老人福祉法、児童福祉法等の福祉に関する法律に基づいて、環境改善地区における住民、ないし要保護者の福祉に関する措置を行なうとともに、地域住民の生活向上と環境の整備改善を図る。

2) 当所は、各種の相談、保護、更生と、環境改善を事業の二本柱とし、福祉行政機関の更生相談所と一時保護所、隣保館の西成市民館、環境改善部会の馬淵生活館、弓池生活館、愛情寮がくらやみの役割に基づきつゝ一体となって地域住民の福祉向上に努めています。

1. 各種の相談、保護、更生事業

— 法に基づく保護または措置 —

生活保護法、老人福祉法等の福祉に関する法律に基づく保護育成、または更生の措置事務は、各行政区ごとに設けられた各福祉事務所でおこなっていますが、「居住地がないか、または明らかでない要保護者」についての保護の決定実施は、23番目の福祉事務所にて更生相談所が

あたっていき。これは他都市に例のない福祉行政機関であつて、戦後の混乱期に大都市特有の無宿者が激増した際「救護院」および「生活困窮者緊急生活援護施設」に多く収容してきたものと、生活保護法施行後もM三づきあることない今日にいたったものである。

相談による保護の取扱いについては、受付後申請による面接事情聴取をもとめ、たうえ、身体または精神医療・看護の必要があると認められた場合、医師の入院要否判定所見によって5日以内に医療保護施設または指定医療機関へ入院措置し、通院を要する場合はただちに一時保護所へ収容保護している。この際結核予防法、精神衛生法、性病予防法等に該当する相談者、特に精神衛生法で措置している慢性アルコール中毒者が地区の現状からして非常に多く、これらについては当所内の西成保健所愛護分室と密接な協力体制のもとに対処している。

—一時保護所の機能—

一時保護所は、一時保護（生活保護法による生活保護）と判定の機能をもち、保護の実施機関において保護または措置の決定したものうち、入院措置したもの、

救護施設に送致したものの、施設を支給し隔離せたものの、これら以外の被保護者を入所させていく。

一時保護所に入所する要保護者は、主として次の日暮しお雇労労苦者や、病弱のため生活に行き詰る者であるが、その他にはいろいろの問題を持つ人もかなり含まれてゐる。その遭遇には単なる生活扶助の保護にとどまらず、自立を助けまための努力をしていく。

一時保護期間は約2週間で、この間に心理判定、行動観察、面接相談助言、生活指導および保護更生のために必要な調査をおこない（女子および女子収容は事情が多岐にわたるもので、保護期間を画一にできない）、又遇は健康や文化的な最低生活の維持を配慮し、給食も嗜好調査等をとついて栄養基準量の確保に努めている。

心理判定（知能検査、性格検査、職業適性検査等）は措置指針の決定や、一時保護所および送致先施設での更生、生活指導の参考に資している。

収容者の取扱いにあたっては、個人の主体性を尊重

しても相談相手にならぬ者、生活規律を遵守し責任感を大切に保つため、禁を犯して飲酒する等、重病の労力に甚しく欠ける場合には、退院を命ぜることがある。

医学的判定は直ちに保護又は措置をおこなうために、久くことのできない業務があり、保護の決定、変更、転退院、転棲に際して健康分類をし、疾患者は日々病名症状を記録して医療指示にも役立っていい。

以上のお業務のほかに一時保護においては、生活保護法に基づく帰郷のため旅費支給事務をおこなっており、また診療所を付設して収容者の診療にあたっている。

—— 相談コーナーにおける各種相談、指導、援護事業——
当所へ相談に来た人が、必ずしも法によつて措置できることは限らず、当座の一時的な援護あるいは簡単な助言によって済ます場合もある。ましろ地区の実情からしてこうのような相談が極めて多いといえる。このため所内に各方面的専門職員からなる相談コーナーを設け、それ以下の相談に対し親身になつて適切な助言指導と処理をおこない、

この際、短期の生活つなぎ資金を支給することによって問題が解決する場合は、この場で应急の援護資金を支給している。

1) 婦籍、住民登録相談(生活指導員)

出生、認知、婚姻、離婚など妇籍と住民登録に関する調査と届出、家事審判事件の申立てなどについて相談、手続、指導をおこなっている

2) 児童相談(児童福祉司)

中央児童相談所より児童福祉司が週々日(月、火、木、水)出張して、午前中はあいりん地域の各種児童相談を受理し、午後は主に家庭訪問して非行児童の指導をおこなっている。なお、この地区に必要な緊急保護にも可能な限り対応するよう努力している。

3) 婦人相談(婦人相談員)

この地区では生活全般に問題が伏在しているので、広く一般婦人を対象として生活の全般にわたる相談にあたっているが、特に地区的実情から、アルコール覚飲、とばく喫煙、暴力をふるう夫を持つ主婦の相談が多く、この助言、指導は容易でない。

4) 防犯相談(西成警察署防犯コーナー室警察官)

西成警察署に設けられた防犯コーナー室、分署等、常に防犯という観点からではなく、地区内住民のあらゆる相談に助言、指導をおこなっており、その内容は家出等情から、就職、借金、宿泊における等、さらには身のふりや、手紙の代筆にまでおよんでいます。

5) 生活保護相談(西成区福祉事務所ケースワーカー)

敷元茶屋町下の被保護者の生活相談、医療意見書発行、諸用紙交付受理、保護費の支払い等をおこない、わざわざ区役所まで行く時間と労力を省くことによって地区住民への便宣をはかりています。

予算に外す便宣相談所

41 未算	4,642千円	
42 "	5,266千円	
43 "	5,722千円	
44 "	6,034千円	
45 "	8,715千円	
46 予算	1,533千円	
47 予算	13,029千円	
		管理費 3,353千円
		事業費 9,866千円
		まいにち銀行預金 2,102千円
		まいにち食生活料金 1,110千円
		ふきさ腰痛給付金 100千円